

平成27年4月1日

令和4年9月28日改正

国立研究開発法人建築研究所

理事長 澤地 孝男

## 国立研究開発法人建築研究所の人材活用等に関する方針

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所の研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針を以下のとおり定める。

### 1. 基本方針

建築研究所は、国土交通大臣から指示された中長期目標に基づき中長期計画及び年度計画を定め、研究グループ・センターに所属する研究者を中心に、所内の高度な実験施設を活用して研究開発を効率的に実施することに努めている。

研究成果は、建築基準法、住宅品質確保法、建築物省エネ法などの技術基準や解説書等に反映され、それらが民間の技術開発や設計・施工の現場に活用されることにより、脱炭素・省エネルギーや環境への配慮等の持続可能性の確保、健康で快適な居住空間の実現、強靱なまちづくりを通じた国民の安全の確保・向上、消費者への安心の提供など、我が国の住宅・建築・都市の質の確保・向上に貢献することを使命としている。

この使命を確実に達成するため、建築研究所は研究開発力の根源である人材への投資を重視し、優れた人材を育て、多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境の形成に資する取り組みを強化していく。

特に、住宅・建築・都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与するための高度な研究開発を推進及び支援する人材の確保に努めるものとする。新たに必要な人材を確保する際には、専門性の着実な継承を図るためにも、研究及び業務の分野、世代間のバランスに留意するものとする。また、「国立研究開発法人建築研究所女性活躍推進行動計画（令和4年4月1日施行）」などに留意し、多様な人材の確保を図ることとし、これに合わせて若手研究者をはじめ全ての研究者が活躍できる環境の整備を行い、魅力的な職場環境が提供されることで、人材確保の円滑化にも資するように努めるものとする。

また、研究者等の育成については、高度な研究開発を推進及び支援するための能力の向上に資する取組を行うものとする。その際、建築研究所の研究開発等の成果は、社会実装により社会に還元されるものであることを踏まえ、出口を見据えた研究開発等と分かりやすい情報発信に取り組めるよう、研究者等の能力育成を図るものとする。

## 2. 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用

### (1) 若年研究者の自立と活躍の機会を与える仕組みの導入

- 1) 若年研究者に対しても、自らが主担当となる指定課題・一般課題等の提案を募り、理事長等による研究評価を経て必要な研究費を配分するとともに、外部の競争的研究資金の獲得に向けた申請を奨励し、申請にあたって理事長等による指導・助言を行う。
- 2) 国立研究開発法人建築研究所研究派遣規程に基づく長期派遣研究員制度等の活用により、若年研究者の海外研究機関における研究／研修機会の提供に努める。
- 3) 若年研究者を国際学会等に積極的に派遣し、海外での論文発表の機会の付与に努める。
- 4) 所内外で行われる講演会、展示会等での研究発表の機会を積極的に活用することにより、若年研究者のプレゼンテーション能力の向上に努める。
- 5) 新規採用研修等を通じて研究所で勤務する上の基礎的知識の習得を進めるとともに、メンター制度等により、若年研究者と先輩職員等との双方向のコミュニケーションの向上を図る。
- 6) 指定課題・一般課題等への参加、国への技術的支援などの技術指導業務や災害調査への従事等により、若年研究者に対して、研究開発の強化を図るほか、外部有識者との人脈形成や現場経験を積ませるよう努める。
- 7) 研究者が現職を離れることなく、建築研究所と他機関（大学等）の双方に身分を有し、他機関の研究活動に従事することにより、研究者のキャリア開発等に資するように、クロスアポイントメント制度の活用を促進する。

### (2) 女性研究者をはじめ多様な人材の能力の活用のための取り組み

- 1) 年次休暇や育児休暇、フレックス制、早出遅出勤務、在宅勤務、リモート会議システムの積極的活用等による柔軟な勤務形態の実現など、家庭と研究の両立を図るための環境整備に努める。
- 2) 研究職員が出産・育児・介護等のライフイベントに遭遇した場合に、育児休業制度や介護休業制度が利用できるかどうかを明示して、人事の公募を行う。
- 3) 「国立研究開発法人建築研究所女性活躍推進行動計画（令和4年4月1日施行）」などに留意し、多様な人材の確保や職場環境等の向上に努めるものとする。

### (3) 外国人研究者の能力の活用のための取り組み

- 1) 研究テーマや研究のニーズに合わせて、海外からの研究者の受け入れに努める。
- 2) 外国研究機関等との共同研究協定の締結のほか、個別研究課題の研究費を活用した短期受け入れを行う。

## 3. 卓越した研究者等の確保

### (1) 卓越した研究者等の確保に必要な施策

- 1) 卓越した研究者等を確保する場合は、客員研究員としての委嘱等により柔軟に対応する。

(2) 研究者の努力に報いるための措置

- 1) 人事評価制度等を活用し、研究者の能力や実績を適切に給与や処遇に反映する。
- 2) 顕著な業績を挙げたものに対し表彰を行う理事長表彰制度の適切な運用を行うとともに、外部の表彰制度に対しても表彰候補者として推薦を行う。

(3) 研究の環境整備に関する取り組み

- 1) 卓越した研究者等が研究を効果的・効率的に実施できる環境を提供するため、必要な施設・設備等の計画的な整備に努めるとともに、客員研究員等の委嘱、専門研究員の雇用、交流研究員の受け入れ、共同研究の活用等により、必要な研究体制の構築に努める。

4. 研究開発等に係る人事交流の促進

(1) 人材の流動性を高めるための環境整備

- 1) 国土交通省、大学等との人事交流に努める。
- 2) 新規研究職員の採用に際しては、広く産学官から人材を求めるため、原則として、テニユアトラック制度による任期付研究員の公募採用を行う。
- 3) 大学との人事交流が活性化するよう、研究職員の希望を踏まえ必要な支援を行う。
- 4) 国際地震工学研修の修了生とのネットワーク構築を図る。

5. その他

(1) 研究意欲、資質等の向上に関する取り組み

- 1) 研究者に対し、学位（博士）の取得はもちろん、資格（一級建築士等）の取得の奨励に努める。

附 則（平成27年国建研企第2号）

（施行期日）

第1条 この方針は、平成27年4月1日から施行する。

（独立行政法人建築研究所の人材活用等に関する方針の廃止）

第2条 独立行政法人建築研究所の人材活用等に関する方針（平成22年独建研企第270号）は、廃止する。

附 則（令和4年国建研企第133号）

（施行期日）

第1条 この方針は、平成4年9月28日から施行する。